

令和３年度ガス事業者立入検査結果

ガス事業法第１７２条第１項の規定に基づき、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署管内のガス事業者（一般ガス導管事業者、ガス小売事業者、準用事業者）に対し、ガス事故防止の観点等から計画的に立入検査を実施しております。

１．立入検査の項目

立入検査は、次の項目について実施しています。

○ガス小売事業者の消費機器の調査・周知に係る保安業務に関する立入検査

①保安業務規程の遵守状況（消費機器に係る調査・周知の実施状況等）

②その他保安業務に関する規定の遵守状況

○ガス事業者のガス工作物の工事、維持及び運用に係る保安業務に関する立入検査

①技術基準の適合状況

②保安規程の遵守状況

③ガス主任技術者の選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況

④使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況

⑤埋設経年管対策の管理進捗状況

⑥他工事事故対策の実施状況

⑦その他ガス工作物の保安に関する規定の遵守状況

２．検査の結果

令和３年度に立入検査を行った事業者及び改善を要すると認められた事業者数並びに改善指示事項数は表１のとおりです。

また、改善指示事項の内容は、表２のとおりです。

表１

	実施事業者数	改善指示事業者数	改善指示数
一般ガス導管事業者 かつガス小売事業者 【旧一般ガス事業者】	2	0	0
ガス小売事業者 【旧簡易ガス事業者】	6	3	5

表 2

根拠条文	改善指示事項	備考
法第 2 1 条 等	・ 導管の漏えい検査を 1 回／4 年以上実施していない。 （2 件）	技術基準第 5 1 条
法第 2 4 条 第 4 項	・ 巡視・点検の周期が保安規程に定める基準を超えていた。	—
法第 2 5 条 第 2 項	・ ガス主任技術者選任又は解任の届出がされていない。	—
法第 3 0 条 等	・ 保安に関する教育及び訓練の年間計画に不備がある（必要な保安教育・訓練が計画されていない）。	施行規則第 9 2 第 1 項第 3 号

3. 措置

改善指示事項については、全て改善した旨報告を受けております。